



税理士のための民法改正

～事例・租税判例を題材に～

民法の一部を改正する法律の成立により、民法のうち債権法(契約等に関する法律)の改正が令和2年4月1日より施行されます(一部の規定を除く)。

今回は民法改正の概要について、弁護士・税理士の阿部成孝先生に講義していただきます。阿部先生は、税理士として10年以上の実務経験を経て弁護士に転身した異色の経歴を持ち、現在は法務と税務の両方を熟すスペシャリストとしてご活躍されています。研修では税理士業務に関連する項目を中心に、事例・租税判例を題材としながら講義していただきます。

※平成30年5月に東京税理士会において行った研修内容に加え、相続法の改正についても解説していただきます。

会場は東京税理士会館ではありませんので、ご注意ください

記

- ◆ 日時 令和元年9月18日(水)
18時30分～20時30分
- ◆ 講師 弁護士・税理士 ^{あべ}阿部 ^{なるたか}成孝 先生
- ◆ 会費 500円(資料代)
- ◆ 会場 東京税理士会 日本橋支部会議室

東京都中央区日本橋人形町3-11-10 ホックク人形町ビル 2F

地下鉄「人形町駅」下車 A4出口より徒歩1分

都営浅草線 東日本橋より改札口、東京メトロ日比谷線A4出口側改札口

研修会後は懇親会がありますので、こちらもご参加ください。

